

【相談事例 2】X線撮影装置の遠隔撮影システムを設置したい

昔あった、遠隔撮影システムのようなものを使用することは、可能でしょうか？

近年、遠隔診療等があるので、X線撮影も遠隔でよいと、なっていないでしょうか？

○【回答】 X線撮影は、撮影条件の設定から患者ポジショニングをして撮影スイッチを押すといった行為が、撮影の一連行為となっているため、有資格者が実施する必要があります。

X線撮影業務は、医師、歯科医師及び医師または歯科医師の指示を受けた診療放射線技師でなければ、行うことができませんので、医師、歯科医師の指示を受けても、診療放射線技師以外の職種は、行うことができません。

遠隔撮影システムを使用するという事は、医師が診察室にいて、撮影スイッチを押すということですので、撮影条件の設定、ポジショニング等を無資格者が行っていることとなります。

現在、医療法施行規則が一部改正され、患者の被ばく管理等が厳しくなっておりますので、遠隔撮影が許可される方向にはならないと思われまます。

○【根拠法令】

診療放射線技師法第2条 定義、診療放射線技師法第24条 禁止行為

診療放射線技師法第24条の2 画像診断装置を用いた検査等の業務、診療放射線技師法第31条 罰則

<関係法令・通知等>

診療放射線技師法第2条 定義

1 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波または粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 100万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
- 四 エックス線
- 五 その他政令で定める電磁波または粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射(撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。)をすることを業とする者をいう。

診療放射線技師法第24条 禁止行為

医師、歯科医師または診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。

診療放射線技師法第24条の2 画像診断装置を用いた検査等の業務

診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。
- 二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

診療放射線技師法第 31 条 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

- 1 診療放射線技師法第 24 条の規定に違反した者
- 2 虚偽または不正の事実に基づいて免許を受けた者



令和 4 年 2 月 16 日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成